

2021 年度大学入学共通テスト 解説〈日本史 B〉

第 1 問 貨幣の歴史

小問数 6 問の内訳は、正誤を組み合わせる問題が 3 問、4 つの文から誤文を 1 つ選ぶ問題、2 文の正誤判定、年代整序問題がそれぞれ 1 問ずつ出題された。いずれもセンター試験日本史 B に近いかたちでの出題であったが、試行調査にはみられなかった、解説文を用いた問題が 1 問出題された。

A

問 1 正解は④。

X 「国家は、自ら鑄造した錢貨しか流通を認めなかった」ことに深く関連する 8 世紀前半の法令は、「私に錢貨を鑄造する人は死刑とする」(→ b) というもの。「国家」以外には錢貨の鑄造が許可されていなかったからこそ、私的な鑄造に対する厳罰が規定されていた。a の「運脚らは錢貨を持参して、道中の食料を購入しなさい」とする法は、X と直接関係する情報ではない。

Y 「国家が発行した錢貨は、様々な財政支出に用いられた」ことに深く関連する 8 世紀前半の法令は、「禄の支給法を定める。(中略)五位には繩 4 匹、錢 200 文を支給する」というもの。ここからは、「五位」に対する禄が、錢で支給されていたことが読みとれるため、「錢貨は、様々な財政支出に用いられた」ことがわかる。c の「錢を 10 貫以上蓄えた人には、位を一階進める」は、蓄錢叙位令の一部。「財政支出に用いられた」ことに直接関係する法ではない。

問 2 正解は②。

「鎌倉時代の市場」に関する問題。

a 正文。b 誤文。平安時代末期に平氏政権が関わった日宋貿易によって、大量に宋錢が流入した。そうした状況は鎌倉時代にも継続していた (a の「宋などの錢貨が海外から大量に流入……錢貨の流通は一般的」は正しい、b の「錢貨の流通は例外的」は誤り)。中世の日本では貨幣は鑄造されず、「国家による錢貨鑄造は停止」(→ b) していたことを確認しておきたい。

c 誤文。建物は「瓦葺き」ではなく板葺きである。

d 正文。会話文では、「錢貨とともに米や布・絹などが貨幣として使われてきた」とされていた。図 1 の『一遍上絵伝』には米俵 (右上) や布または絹 (中央の女性) が描かれているため、「古代に貨幣として通用」していたものが描かれている」は正しい。

問3 正解は①。

- X 正文。戦国大名や室町幕府が撰^{えりぜに}銭令を出したことは、教科書本文に記されている基本的な情報。
- Y 正文。日明貿易の実権は、応仁の乱ののち、堺商人と結ぶ細川氏、博多商人と結ぶ大内氏に移った。1523年、貿易の実権をめぐり両者は寧波^{ニンポー}で争った（寧波の乱）。大内氏が日明貿易の実権を独占することになったこの事件は、対外関係史に関わる出来事であるため、「流通・経済」に関して述べた文としての正誤判断に迷ったかもしれない。しかし、輸出入品は流通・経済にも関わるため、正文と判断すべきである。

B

問4 正解は④。

- ④ 図2からは、1850年代の開国後の安政年間^{あんせい}と万延年間^{まんえん}に鑄造された小判の成分比が、開国以前の天保年間と同じ57%だったことがわかる（「開国後、幕府は小判の金の成分比率を減らして対応した」は誤り）。
- ① 図2からは、「正徳小判は、重量も成分比率も、慶長小判と同じ水準に戻された」ことが確認できる。ただし、「新井白石の意見」によるものなのかの判断は、既存の知識の有無に関わってくる。この点については、新井白石が主導した正徳^{しょうとく}の政治を想起すべきだった。
- ② 「鑄造小判における金の成分比率を変化させたが、50%以下となることはなかった」ことは、図2から読みとれる。
- ③ 図2からは、元文小判^{げんぶん}の金の成分比率は66%、正徳小判は84%であることが読みとれる（「元文小判の金の成分比率は、正徳小判よりは低く」は正しい）。また、元文小判ののち、金の正文比率は下がり続けたことが確認できる（「後の時代よりは高かった」は正しい）。

問5 正解は⑤。

- 不換紙幣^{ふかんしへい}→銀兌換紙幣^{だかん}（1880年代の銀本位制確立）→金兌換紙幣（1890年代の金本位制確立）というように、論理的に考えれば正答を導ける。
- Ⅲ 「戦費調達のため、多額の不換紙幣が発行された」のは、1860～1870年代。
1877年の西南戦争を想起すればよいが、1868年から翌年にかけての戊辰戦争でも不換紙幣は発行されている。
- I 「銀本位制が確立した」のは、1885年。
1881年に大蔵卿に就任した松方正義による松方財政では、翌年に日本銀行が設立され、1885年に銀兌換紙幣が発行された。

Ⅱ 「金本位制が確立した」のは、1897 年。

1897 年、日清戦争で獲得した賠償金の一部を準備金として、政府（第 2 次松方正義内閣）は貨幣法を公布し、金本位制を採用した。

問 6 6 正解は③。

- a 誤文。問 3 に関連する選択肢文。貨幣需要の増大とともに粗悪な私鑄銭しちゅうせんが流通するようになると、商業活動において良銭を選びとる撰銭えりぜに（悪銭を嫌い良銭を選ぶこと）が一般化した。撰銭は円滑な商業活動を阻害したため、室町幕府や戦国大名は、しばしば撰銭令を發布した（「私鑄銭は使われなかった」は誤り）。
- b 正文。「寛永」は、江戸幕府 3 代将軍徳川家光の時代の年号。寛永通宝かんえいつうほうは 1636 年から幕府が江戸時代を通じて発行した銭貨。寛永通宝が大量に発行されたこと、幕府が中国銭の流通を禁じたことなどから、それまで流通していた輸入銭は駆逐され、撰銭も行われなくなった。
- c 正文。図 3 は「1947 年の記事」で、解説文では「日本では 1946 年には新円切り替えにより流通が禁止されていた旧円の旧紙幣を高額で売りつけ……」とされていた。したがって、金融緊急措置令きんゆうきんきょさうちうれいの内容を想起すべきだった。金融緊急措置令は、1946 年、インフレを抑制するために出された。この法令により、預金を封鎖して旧円の流通を禁止し、新円の引き出しを制限することで通貨量の収縮がはかられた（「日本国内で旧円の旧紙幣が流通を禁止されていたのは、金融緊急措置令が公布されたためであった」は正しい）。
- d 誤文。「1 ドル = 360 円の単一為替レートが採用」されたのは、1949 年（「1947 年」の記事よりもあとのことであるため誤り）。1948 年 12 月、GHQ から経済安定九原則が示された。さらに翌年 2 月、GHQ の財政顧問ドッジが来日し、ドッジ = ラインが実施された。ドッジのもとでは、赤字を許さない超均衡予算ちょうきんこうが作成され、国際経済への復帰をめざすため、1 ドル = 360 円の単一為替レートが設定された。

第2問 日本における文字使用の歴史

生徒の発表をもとにした問題だった。小問数は全5問で、その内訳は、正誤を組み合わせる問題が2問、4つの文から誤文を1つ選ぶ問題、2文の正誤判定、年代整序問題がそれぞれ1問ずつ出題された。評価と根拠の組合せは試行調査でもみられたが、事例と背景の組合せは今回の共通テスト日本史Bで初めてみられた形式である。地図を用いた中国諸王朝の領域に関する年代整序問題は、歴史総合を意識した問題とも考えられる。

問1 正解は⑤。

センター試験日本史Bではみられなかった、地図を用いた整序問題であるうえに、「中国諸王朝の領域」であるため、判断に迷った受験生が多かったと思われる。設問文にある「1世紀、3世紀、5世紀」を見逃さないことが重要。「3世紀」に該当する魏・呉・蜀の三国時代、「5世紀」に該当する南北朝時代などの情報を想起しつつ、判断したい。3つの領域に分割されている地図Ⅰが三国時代の3世紀、2つに分割されている地図Ⅱが南北朝時代の5世紀である。残った地図Ⅲが1世紀であるため、Ⅲ－Ⅰ－Ⅱが解答となる。なお、日本史に関わる1世紀の情報としては、『後漢書』東夷伝にみえる建武中元二(57)年の記事(奴国王が後漢の光武帝から印綬を得たとする記事)がよく知られている。

問2 正解は①。

X 正文。漢字の音などを用いて日本語を表す万葉仮名の知識などがあれば、「无利豆」「伊太和」が「漢字の音を借用した表記である」と判断できる。

Y 正文。注には、「稲荷山古墳出土鉄剣銘の『獲隻加多支鹵』と同一人物」とされていたとある。そのため、江田船山古墳が熊本県、稲荷山古墳が埼玉県であることを認識していれば、「稲荷山古墳出土鉄剣銘と合わせて、当時のヤマト政権の勢力が関東地方から九州地方まで及んでいたことを示す」とするこの評価は正しいと判断できる。ただし、こうした意義や、これらの金石文に記された「ワカタケル大王」が、雄略天皇や倭王武と同一人物であることなどは、基本的な知識として受験会場に向かうべきである。

問3 9 正解は④。

- a 誤文。b 正文。事例2には、(1)「椋」は7世紀後半の日本において、倉庫を意味していたこと、(2)「椋」は中国において、樹木の名を指す字だったこと、(3)「椋」の木偏と「京」を合体させた「椋」は、^{こうくり}高句麗・^{くだら}百濟・^{しらぎ}新羅でも倉庫の意味で用いられていたこと、が記されている。したがって、(1)と(3)の事実から、「7世紀後半の日本には、朝鮮諸国における漢字文化の影響が見られる」ことがわかる(→b)。また、事例2には(a)朝鮮半島や日本において、倉庫を意味した「椋」の字は、中国では樹木の名を指していたことが示されている(「指す字であった」という過去形表現に注意、7世紀後半の日本などで倉庫を意味する「椋」は、漢字発祥の地である中国において樹木の名を指していた「椋」を語源の1つとしていると考えられる≡古い時代の中国における漢字文化の影響が見られる)、事例1には(b)7世紀後半の木簡に、同時代の中国では既に使われなくなった漢字音の使用が見られることが示されている(「既に使われなくなった」ことは、古い中国で使われていたことを意味する)、といった点から、「古い時代の中国における漢字文化の影響は見られない」は誤りと判断できる。
- c 誤文。「吉備真備」は8世紀において、遣唐使とともに入唐した留学生。^{きびのまきび}吉備真備や^{げんぼう}学問僧の玄昉は、帰国したのち、^{たちばなのもろえ}聖武天皇・橘諸兄のもとで活躍したことで知られる(「7世紀後半」ではないため誤り)。
- d 正文。663年の^{はくそんこう}白村江の戦いの前後の時期には、百濟から亡命貴族らが倭(日本)に逃れてきた。唐・新羅の侵攻が想定されるなかで、百濟の亡命貴族らのもと、朝鮮式山城などの防衛対策が講じられた。

問4 10 正解は③。

- X 「日本独自の貴族文化が発達した」根拠として適当なものは、「最初の勅撰和歌集が編まれた」ことである(→b)。国風文化期にあたる902年、醍醐天皇の勅命によって、最初の勅撰和歌集である『古今和歌集』が編まれた。なお、勅撰漢詩集として、弘仁・貞観文化期の^{りょううん}『凌雲集』・^{ぶんかしゅうれい}『文華秀麗集』・^{けいこく}『経国集』があげられる。
- a 儒教や紀伝道(漢文学・中国文学を教授する学科)は唐風を象徴するものであるため、「日本独自の貴族文化が発達した」根拠として適当ではない。
- Y 「中国文化の影響もみられる」根拠として適当なものは、「輸入された陶磁器などを唐物として愛用した」ことである(→c)。すでに9世紀には、唐や新羅の商船が博多などに来航するようになっていた。9世紀に実際に派遣された遣唐使は2回のみだったことなどもあり、遣唐使の中止によって国風文化が形成されたなどとする理解は否定されつつある。中国の文物(^{からもの}唐物)がもたらされていた点に注意したい。
- d 「白木造・檜皮葺」「畳」は、日本で独自に発達した、寝殿造について説明したものであるため、「中国文化の影響もみられる」根拠として適当ではない。

問 5 11 正解は①。

大問の全体像を把握できなければ対処しにくい問題。問 2 の史料や A さんの発表要旨などに、正答につながるヒントが隠されていた。

① A さんの発表要旨では、「東アジア諸国間の外交においては、正式の漢文体で書かれた国書をやりとりするのが原則で、倭国も漢字の使用を求められたと考えられる」とされていた。

中国には、世界の中心はみずからの国で、周辺の国々は野蛮な国であるとみなす中華（華夷）思想があった。そのため、中国の皇帝は、中国皇帝の徳を慕って朝貢してきた周辺諸国の王に対して官職・称号を授けて君臣関係を結んだ。こうした中国を中心とする国際秩序を冊封体制さくほうたいせいという（冊とは官職を授ける文書のことで、封とは領土を与えて国王に任命すること）。弥生時代の小国の王や古墳時代の倭の五王が、冊封体制のもとで遣使を行っていたという認識があれば、発表文からも「日本列島における文字の使用は、倭国が中国の冊封体制から離脱したことによって始まった」は誤りだと判断できる。

② 問 2 の設問文「『元利弓』が保持したと考えられる」、江田船山古墳出土鉄刀の銘文史料の「獲□□□鹵大王」などから、「古墳から出土した、文字が刻まれた 5 世紀の刀剣には、その刀剣の保持者が大王に奉仕したことを記念する意味合いが込められている」は正しいと判断したい。

③ B さんの発表要旨にみえる「日本で漢字が行政の場でも広く使用されるようになるのは、7 世紀後半以降」、公式の場においては、あくまでも漢字が正統」などから、「日本における文字の使用は、律令制度が導入され、行政において文書が用いられるようになったことで本格化した」は正しいと判断したい。

④ B さんの発表要旨にみえる「日本独自の文字として、9 世紀頃に平仮名と片仮名が生み出され、10 世紀から 11 世紀にかけて定着していく」などをヒントにして、「平安時代、女性は仮名文字を使って文学作品を生み出し、その代表的な作品として、紫式部の著した『源氏物語』がある」は正しいと判断したい。ただし、本選択肢は、問題文などを参考にしなくても正文と判断できたはずである。

第 3 問 中世の都市と地方との関係

小問数 5 問の内訳は、正誤を組み合わせる問題が 2 問、4 つの文から誤文を 1 つ選ぶ問題、2 文の正誤判定、年代整序問題がそれぞれ 1 問ずつだった。試行調査でもみられた、図の読みとりを求めたうえで「最も適当なもの」の組合せを選択させる問題が出題された。

問 1 (1) 12 正解は①。

X 正文。「紀伊国留守所が、那賀郡司に符す……院庁下文のとおり……紀伊国衙に報告すること（注：留守所：国衙に設置された行政の中心機関，符す：上級の役所から下級の役所へ文書を下達すること）」とあるため、「院庁の命を受けて，紀伊国衙が那賀郡司に対して下した文書」は正しいと判断できる。

Y 正文。「那賀郡司に符す……院の使者と共に荘園の境界を定めて勝示を打ち，山間部に神野真国荘を立券し……（注：勝示：領域を示すために作られた目印のこと，立券：荘園認定の手続きを進めること）」とあるため、「那賀郡司に対し，院の使者とともに現地に赴き，荘園認定のための作業をするよう命じている」は正しいと判断できる。

(2) 13 正解は③。

X 「勝示が設置された場所を見つける」方法でわかることとして適当なものは、「勝示は，山の中（「**図**の色地）」や川沿いに設置されている」ことである（→b）。**図**からは，勝示は山や川沿いで確認できるが，「田や村の中心」（→a）には設置されていないことがわかる。

Y 「勝示と勝示とを線でつないでみる」方法でわかることとして適当なものは，「荘園の領域が見えてくる」ことである（→c）。(1)の史料の注には，「勝示を打ち，文書を作成するなど，荘園認定の手続きを進めること」とされており，これをヒントにして判断することもできただろう。また，勝示の打たれている場所から，「荘園内の各村の境界が見えてくる」（→d）は適当ではないと判断できたはずである。

問 2 14 正解は②。

② 院政期には，京都白河の地に，白河天皇の法勝寺をはじめ，天皇家によって六勝寺と総称される6つの寺院が建立された（「鎌倉には壮大な六勝寺が造営された」は誤り）。

① 桓武平氏のなかでも伊勢・伊賀などを地盤とする伊勢平氏は，白河上皇の北面の武士となった平正盛の代に勢力を伸ばし，正盛の子平忠盛も鳥羽院政期に院近臣として重用された（「京都でも武士として活躍した」は正しい）。

③ 白河上皇をはじめ，院政期の天皇や上皇たちはみな厚く仏教を信仰し，さかんに寺院を造営し，熊野詣や高野詣を行った（「白河上皇は，熊野詣をしばしば行った」は正しい）。

④ 鎌倉幕府における主従関係は，將軍（鎌倉殿）と御家人の御恩（ごおん）と奉公の関係により成立した。將軍は御家人に対し，地頭に任命することで御家人の先祖伝来の所領の支配を保障する本領安堵，功績に応じて新たな所領を与える新恩給与など

を行った（御恩）。これに対して御家人は、平時には京都大番役や鎌倉番役などの警備の職務を、戦時には軍役を負う奉公を勤めた（「奉公のために京都や鎌倉に赴いた」は正しい）。

問3 15 正解は⑤。

多くの教科書に掲載されている室町時代の一揆は、正長の徳政一揆（1428）・播磨の土一揆（1429）、嘉吉の徳政一揆（1441）、山城の国一揆（1485）・加賀の一向一揆（1488）である。前者3つが応仁の乱の前、後者2つがその後であることにも注意したい。

Ⅲ 「正長の徳政一揆」が発生したのは、1428年。

近江坂本の馬借の蜂起から起こった正長の徳政一揆は、局地的なものではなく大規模な一揆となったが、管領畠山満家が一揆の鎮圧に成功し、幕府による徳政令は出されなかった。しかし、土倉・酒屋などを襲撃するなど、実力による債務破棄である私徳政が展開された。

I 「山城の国一揆」が発生したのは、1485年。

畠山政長・畠山義就の両軍は、応仁の乱の終結後も、南山城において抗争を継続していた。これに対し、1485年、地域民衆をも組み込んだ国一揆を結成した南山城の国人らは、守護の畠山氏に対して山城国からの退去を要求し、これを実現した（山城の国一揆）。南山城では以後8年にわたって守護が不在となり、国一揆による自治が実現した。

II 「加賀の一向一揆」が発生したのは、1488年。

1488年、一向宗の門徒の国人や農民らが中心となって、守護の富樫政親を攻め滅ぼした（加賀の一向一揆）。そののち、一揆勢は富樫泰高を名目上の守護とし、合議による自治的な支配を1世紀にわたって展開した。

問4 16 正解は④。

X 「諸国を遍歴したことで、各地に連歌が広まり、地方文化に影響を与えた」この人物とは、宗祇（→b）。

宗祇は東山文化期に『新撰菟玖波集』を編集し、連歌の芸術性を高めて正風連歌を確立した。肖柏・宗長との連歌の作品として『水無瀬三吟百韻』も知られている。

a 鎌倉文化期に活躍した西行は、武士の家に生まれ、北面の武士となったが、のち出家して諸国を遍歴し、歌集『山家集』を残した。

Y 「宋や元の影響を受けて、地方で製造された陶器の一つ」は、瀬戸焼（→d）。

鎌倉時代には、宋・元の影響を受けて、尾張の瀬戸焼など、各地で陶器生産が発展し、それらは日本社会に広く流通した。確証はないが、瀬戸焼は、道元（曹洞宗の祖）とともに入宋した加藤景正が開祖とされる。

c 赤絵とは、^{うわぐすり} 釉をつけて焼いたうえに、赤を基調とした色絵をつける^{うわえつけほう} 上絵付法で陶器に描いた絵のこと。^{ありた やき} 有田焼と関連づけて把握しておきたい。有田焼は、豊臣政権が断行した朝鮮侵略の際、鍋島（なべしま）氏によって連行された^{りさんべい} 李参平が創始したとされている。有田は、鍋島氏が藩主となった佐賀（肥前）藩内の地名で、有田焼は伊万里港から出荷されたために伊万里焼ともいう。寛永文化期の初代^{さかい だかき え} 酒井田柿右衛門は、^{あかえ} 赤絵の技法を完成させ、有田焼の名を高めた。

第4問 近世社会の儀式や儀礼

小問数は全5問。正誤を組み合せる問題が2問、年代整序問題、4つの文から正文を1つ選ぶ問題、4つの文から誤文を1つ選ぶ問題がそれぞれ1問ずつで構成されていた。多くがセンター試験日本史Bと同様の出題形式だった。問1は、受験生が初見と思われる図だった点において、試行調査で多く見られた設問と性格の類似した問題だった。

問1 正解は②。

X 正文。「^{でんせき} 殿席の説明」から、譜代大名は「奥」に近いAの「溜之間」やDの「帝鑑之間」、外様大名は「奥」から遠いFの「柳の間」やGの「大広間」が与えられていたことがわかる（「外様大名よりも譜代大名のほうが、奥に近い場所を与えられていた」は正しい）。

Y 誤文。「日米修好通商条約調印のときに大老をつとめた人物」は^{い い なおすけ} 井伊直弼、その「家」は井伊家である。井伊家はAの「溜之間」、^{とくがわ せいせう} 「徳川斉昭の家」である水戸（尾張・紀伊とともに三家）はEの「大廊下」が与えられていたことがわかる（「日米修好通商条約調印のときに大老をつとめた人物の家と、徳川斉昭の家とは、同じ殿席だった」は誤り）。

大名は親藩・譜代・外様に分けられ、石高に応じた軍役を課された。親藩のうち、最高位とされた三家（御三家）が尾張・紀伊・水戸で、^{こうし} 将軍後嗣を出し得る家とされた。三家とともに将軍後嗣を出し得る家として、のちに立てられた家が、8代将軍吉宗の子を祖とする田安・一橋、9代将軍家重の子を祖とする^{さんきょう} 清水の三卿（御三卿）である。

問2 正解は⑥。

歴代の武家諸法度を対象とした年代整序問題。Iの「大船の建造禁止を解き」が受験生の盲点だったかもしれないが、開国の時期にあたると類推できれば、正答を導けたと思われる。

III 「参勤交代を義務づけた」のは、3代将軍徳川家光の時代。

1635年、徳川家光によって出された武家諸法度（寛永令）では、参勤交代が制度化されるとともに、500石積以上の^{たいせんけんぞう} 大船建造が禁止された。

II 「第一条の冒頭を、『文武弓馬の道』から『文武忠孝』を励しに書き改めた」のは、5代将軍徳川綱吉の時代。

1683年、徳川綱吉によって出された武家諸法度（天和令）は、それまでの内容を大きく変更するものとなった。最大の変更点は、第一条が「文武忠孝を励し、礼儀を正すべき事」とされたことであった。また、末期養子の禁止の緩和や殉死の禁止（いずれも4代将軍徳川家綱の時代に打ち出された政策）に関する条項が加えられた。この武家諸法度（天和令）は、8代将軍徳川吉宗から12代将軍徳川家慶まで、代々踏襲された。

I 「大船の建造禁止を解き、武家諸法度を書き改めた」のは、13代将軍徳川家定の時代。

ペリー来航後、幕府では老中首席の阿部正弘のもとで、安政の改革が推進された。その改革では、大船建造の禁を解禁するなどの政策が実施された。1854年、13代将軍家定への代替わりの際に出された武家諸法度（安政令）では、「大船建造言上すべき事」とされた。

問3 19 正解は③。

- ③ 1609年の島津家久による琉球征服を経て、琉球王国は実質的には薩摩藩の支配を受けつつ中国に朝貢するといった、日中両属のかたちをとるようになった。こうした体制のもとで、琉球王国は、(1) 将軍の代替わりごとに慶賀使、(2) 琉球国王の代替わりごとに謝恩使、を江戸に派遣した。
- ① 通信使は、朝鮮が幕府へ派遣した使節（「将軍は、新たに就任すると朝鮮へ通信使を派遣した」は誤り）。朝鮮からの使節は江戸時代に12回来日したが、最初の3回は文禄・慶長の役のときに捕虜となって日本へ連れ去られた朝鮮人の返還を目的としたものであった（この3回の使節のことを回答兼刷還使と呼ぶ）。以後はおもに将軍の就任を祝うことを名目として派遣されており、この4回目以降の使節を特に通信使と呼ぶ。
- ② 貿易統制やキリスト教禁止の方針のもとで幕府が貿易を制限するようになると、信頼できる海外情報、特にヨーロッパに関する情報を得ることは困難となった。そこで幕府はオランダ商館長から長崎奉行を通じて提出されるオランダ風説書により、ヨーロッパの情報を収集した（「オランダは、オランダ風説書で日本の情報を世界に伝えた」は誤り）。
- ④ 1792年のラクスマンの根室来航、1804年のレザノフの長崎来航を経て、日露関係の緊張が高まるなかで、幕府は東蝦夷地に加え（1799年に仮上知、1802年に永久上知）、1807年には西蝦夷地も直轄地とした。幕府はこうして全蝦夷地を直轄地とし、これにともない、奉行所を箱館から松前に移して松前奉行と改めた（「アメリカとの緊張が高まると、幕府は松前奉行を設置した」は誤り）。

問 4 (1) 正解は②。

江戸時代の休日について記した、史料 1 の読みとりを求める問題。

- ② 「年中定まり休日」(注：村や町があらかじめ定めておいた休日) は格別 (例外)、「^{はやり}流行休日」(注：臨時の休日) については、決して致すまじく候としている (「臨時の休日は、全国で一律に制定すると定められている」は誤り)。
- ① 休日について、「まちまちに遊び日致すまじき事」とされているため、「休日は、遊び日とも呼ばれている」は正しい。
- ③ 「休日致したき節は、町役人へ申し出で」とされているため、「休日が新たに必要であれば、町の住民たちから申し出るよう定められている」は正しい。
- ④ 「手習い・算など相励み申すべく候」とされているため、「休日には、手習いや算をするよう奨励されている」は正しい。

(2) 正解は①。

天長節に関する、1868 年に出された、史料 2 の読みとりを求める問題。

- a 正文。「天下の^{けいりく}刑戮^と差し停められ候」(注：刑戮：刑罰) とあるため、「天長節に刑罰の執行が停止された」は正しい。
- b 誤文。「九月二十二日……毎年此の^こ辰^{とき}を以て……天長節御執行相成り」とあるため、「この年 1 回限り」は誤り。
- c 正文。d 誤文。「庶民に於いても、一同御嘉節を祝い奉り候」(注：御嘉節：めでたい日) とあるため、c の「庶民に天長節を祝うことを促して」は正しく、d の「庶民に天長節を祝うことを禁じて」は誤り。

第 5 問 近代の女性

小問は 4 問で、空欄補充問題、語句を組み合せる問題、組合せの正誤問題、2 文の正誤を判定する問題がそれぞれ 1 問ずつ出題された。いずれもセンター試験日本史 B とほぼ同じ形式の問題だった。

問 1 正解は①。

ア 1885 年、大井憲太郎^{けんたろう}や景山^{かげやま}(福田^{ひでこ}英子^{ひでこ})ら急進派(左派)の旧自由党員は、1884 年の甲申事変^{こうしんじへん}の失敗を機に、朝鮮の保守的政府を武力で打倒して独立党政権を樹立しようとしたが、渡航前に大阪で検挙された(大阪事件)。大井らは、朝鮮の内政改革を企て、それを民権運動の再興につなげようとしていた。大阪事件については、教科書の本文で、朝鮮情勢と関連づけて説明されているため、確認しておきたい。

日清戦争に勝利した日本は、1895年に締結された下関条約にもとづき、台湾や澎湖諸島を清から割譲された。日本による「台湾の支配」が実現したのは1890年代である。

イ 「社会主義」から幸徳秋水の平民社を選択したい。幸徳秋水は、中江兆民に師事して自由民権運動の影響を受け、のちに社会主義への関心を深め、社会民主党の結党に参加した。また、日露戦争に反対して『万朝報』の記者をやめ、堺利彦らと平民社を結成した。1906年の日本社会党結党にも参加したが、直接行動を主張して、議会政策派の片山潜らと対立した。

政教社は、1888年、三宅雪嶺、志賀重昂らが中心となって設立された。政府の欧化主義に反対する政教社は、機関誌『日本人』で日本の伝統を守る思想を展開した。また、三菱が経営する高島炭鉱（長崎県）での劣悪な労働環境の実態を掲載して話題をよんだ。

問2 23 正解は②。

X 「薩摩藩」において、藩政の主導権を握ったのは西郷隆盛（→a）。西郷隆盛（1827～77）については、(1) 薩摩藩出身であること、(2) 薩長連合の成立や戊辰戦争時における江戸無血開城実現などで大きな役割を果たしたこと、(3) 征韓論を主張し、明治六年の政変で下野したこと、(4) 1877年の西南戦争で敗死したこと、などを確認しておきたい。

b 木戸孝允は、長州藩出身の政治家。木戸に関連する情報として、(1) 薩長連合に関わったこと、(2) 五箇条の誓文の修正や、版籍奉還・廃藩置県に関わったこと、(3) 岩倉使節団の副使になったこと、(4) 台湾出兵に反対して下野したが、大阪会議ののち、政府に復帰したこと、などを確認しておきたい。

Y 榎本武揚は戊辰戦争の際、旧幕府軍を率いて新政府側に抵抗し、箱館五稜郭の戦いで降伏した（→d）。自害しようとする榎本を説得し、助命嘆願したのが黒田清隆であり、一時投獄されたが1872年に出獄し、黒田清隆が当時次官を務めていた開拓使に出仕した。のちに駐露公使や通信相・外相となるなど、新政府で活躍した。

新潟については、日米修好通商条約で、神奈川・長崎・兵庫とともに、開港地とされていたことを確認しておきたい（新潟が実際に開港されたのは1868年）。

問 3 24 正解は④。

- a 誤文。b 正文。「その学科はいたずらに高尚に走り、そのいわゆる工芸科なるものも、また優美を旨とし（中略）実際生計の助けとなるものあらず」（注：工芸科：技術を教える学科）から、「優美を旨」とする「工芸科」に批判的だったことが読みとれる（「女性に優美な技術を教えたかった」は誤り）。「生計の助けとなる」ではないことに批判的だったことも読みとれるため、「女性に生計の助けになる技術を教えたかった」は正しい。
- c 誤文。d 正文。「この学校が設立された」のは、問題文に 1901 年であると示されている。教育勅語が發布されたのは 1890 年（→ c、「この学校が設立された後」は誤り）、「義務教育の期間が 4 年から 6 年に延長された」のは、1907 年（→ d、「この学校が設立された後」は正しい）である。

教育勅語は、教育の基本理念が示された勅語。1890 年に發布され、忠君愛国が学校教育の基本であることが強調され、教育政策は国家主義重視の方向が顕著となった。

1872 年の学制や 1879 年の教育令を経て、1886 年に初代文相^{もりありのり}森有礼のもとで学校令が公布された。学校令は帝国大学令・^{しはん}師範学校令・中学校令・小学校令からなり、これにより学校体系の基礎が確立した。このうち小学校令では、^{じんじょう}尋常小学校 4 年間の義務教育年限が示された。1880 年代半ばから後半にかけて就学率は約 50% だったが、小学校令改正によって義務教育年限が 4 年間とされる一方、義務教育期間の授業料が廃止されたため、就学率は 1902 年に 90% をこえた。日露戦争（1904～1905）後の 1907 年には再び小学校令が改正され、義務教育年限は 6 年間へと延長された。こうして明治末年には、義務教育就学率はほぼ 100% となった。

問 4 25 正解は③。

「文章が書かれた時期」は、問題文から明治時代末期の 1907 年であることがわかる。

新婦人協会とその活動成果について把握していれば、正答を判断できたと思われる。

- X 誤文。Y 正文。新婦人協会は、平塚らいてう・^{いちかわふさえ}市川房枝を中心に、1920 年に結成された婦人団体。参政権の要求など女性の地位を高める運動を進め、治安警察法第 5 条の一部改正（女性の政治集会への参加が解禁）に成功した。したがって、「新婦人協会が活動していた」とする X は誤りで、「女性が政治集会に参加することは禁止されていた」とする Y は正しい。

第6問 第二次世界大戦後の民主化政策

出題形式としては、語句選択問題が1問、4つの文から誤文を1つ選ぶ問題が1問、2文の正誤判定が2問、組合せの問題が3問出題され、そのうちの2問に「語句と理由」や「政策と目的」を組み合わせる問題が出題されたものの、形式の多くはセンター試験日本史Bに近く、試行調査で出題されていたような形式はみられなかった。

問1 26 正解は③。

X 誤文。地租改正に関する情報を想起したい。地租改正では、土地所有者に地租の金納が義務づけられたが、小作料は物納とされた（「大地主は一般に、小作料を現金で受け取っていた」は誤り）。このことはインフレにおいて、農産物価格が上昇した際の利益が地主のものとなることを意味した。一方、デフレの際には、農産物価格の下落による損失を小作料引上げによって小作人に転嫁させることが可能だったため、地主は没落農民の土地を集積することが可能だった。地租改正では近代的税制度が確立したとされるが、一方で小作料が物納であることなどが地主と小作の半封建的な関係を残存させ、寄生地主制成立の前提となった。

Y 正文。1881年に始まる松方財政下でとられたデフレ政策による物価の下落は、農民にとって実質的な増税となった。そのため自作農が土地を手放して小作人に転落するとともに、土地を集積した大地主が農業経営から離れて寄生地主化する動きが強まった。1880年代から1890年代にかけては、繊維産業を中心とする産業革命の進展にともない、労働力の需要が増大した。そうしたなかで、小作人の中には、口べらしのためもあり、子どもたちを工場などへ働きに出すことが少なくなかった。

問2 27 正解は①。

「1920年代に活動した組織」を選択する問題。

- ① 全国水平社は、1922年、西光万吉らによって結成された、被差別部落民に対する差別解消をめざした団体である。3月に開催された創立大会で、「人の世に熱あれ、人間に光あれ」と結ばれた水平社宣言が採択された。
- ② 日本社会党は、1906年に結成された、最初の合法的な社会主義政党（第1次西園寺公望内閣が合法的と判断）。しかし、日本社会党の内部で片山潜らの穏健派（議会政策派）と、幸徳秋水・堺利彦ら急進派（直接行動派）とが対立し、後者が多数を占めると翌1907年に結社禁止が命じられた。なお、第二次世界大戦後の1945年に結成された日本社会党は、旧無産政党を糾合し、片山哲を書記長として結成された政党。

- ③ ^{めいろくしゃ}明六社は、1873年、アメリカから帰国した森有礼らによって創設された啓蒙思想団体。明六社には、^{まさなお}福沢諭吉・^{にしあまね}中村正直・^{つだまみち}西周・^{ひろゆき}津田真道・^{しげき}加藤弘之・^{しげき}西村茂樹らが参加した。明六社は、翌1874年から『明六雑誌』を刊行して、西洋近代思想を紹介する啓蒙活動を行った。
- ④ ^{よくさん}翼賛政治会は、太平洋戦争中の1942年に結成された。1942年4月、^{とうじょう}東条内閣は、戦争翼賛体制の確立を目的に総選挙を実施した（翼賛選挙）。候補者推薦制が導入されたこの総選挙では、政府推薦候補381人、非推薦候補85人が当選した。選挙後に当選議員のほとんどを集めた翼賛政治会が組織され、議会は政府の提案を追認するだけになり、その役割は低下した。

問3 28 正解は④。

「寄生地主制の ア」に入る語句と、その理由の組合せとして最も適当なものを選択する問題。

「小作料や耕作権をめぐる、小作争議が活発化」していることをふまえると、寄生地主制は動揺していたと判断できる（→Y）。小作争議は、「小作料の引下げ」などを求めた争議だった（→b）。

1920年代には小作料の減免など、小作条件の維持・改善を小作人が地主に対して要求する小作争議が頻発した。1922年には各地の小作人組合の全国組織である日本農民組合が、^{かがわとよひこ}賀川豊彦・^{すぎやまもとじろう}杉山元治郎らにより結成され、これらの運動の指導にあたった。

問4 29 正解は①。

X 正文。生活必需品に対する規制は、戦争の長期化とともに強化された。1939年には^{かかくとうとうせいれい}価格等統制令、翌1940年にはぜいたく品の製造・販売を制限する^{しち しちきんれい}七・七禁令が出された。また、同じ1940年には砂糖・マッチの切符制、1941年には米の配給制、1942年には衣料の切符制が実施された。

Y 正文。国家総動員法は、1938年、^{この え ふみまろ}第1次近衛文麿内閣によって公布された。国家総動員法の制定により、戦時に際して労働力・物資割当などの統制・運用が^{わりあて}勅令^{ちよくれい}のかたちで行えるようになり、議会の審議・承認がなくても物資や労働力を動員することが可能となった。国家総動員法にもとづいて、1939年には国民徴用令や^{しち しちきんれい}価格等統制令が出された。物価を抑えることを目的として出された価格等統制令によって^{こうてい}公定価格制が実施され、物価はすえ置かれて値上げが禁止された。しかし、物資不足により、実際には公定価格以外での売買を行う^{やみとりひき}闇取引が横行した。

問 5 正解は②。

「戦時期では が採られたと考えられる」に入る政策と、政策の目的との組合せを選択する問題だった。

政策については、「小作料統制令……小作料の引上げを禁止」、「自作農創設の促進を決定」などから、「小作人（耕作者）を優遇する政策」（→X）が採られたと判断できる。目的については、「食糧増産」、「政府が耕作者から直接買い上げる」などから、「食糧の生産を奨励するため」（→b）だったと判断したい。なお、寄生地主制の解体などを目的としていた戦後の農地改革は、戦中期における地主の利益を抑制する政策が円滑な解体を促す効果を発揮したとして、戦中期と戦後の連続性を見い出そうとする捉え方があることも知っておきたい。

問 6 正解は④。

- ④ 図からは、「1965 年の農家の約 8 割は兼業農家」だったことが読みとれる。しかし、1935 年の兼業農家は、3 割にも満たなかったことが読みとれるため、「1935 年時点と同様に」は誤り。
- ① 「GHQ の目標……軍国主義の「温床」の除去」、「寄生地主制の除去による安定した自作農経営の創出」とあるため、「GHQ は、日本の軍国主義の原因の一つに寄生地主制があると考えていた」は、正しい。
- ② 「第一次農地改革案の決定」と「GHQ の勧告にもとづく第二次農地改革の開始」から、「第一次農地改革案は不徹底であるとみなされ、寄生地主制の除去を求める GHQ の指示により、第二次農地改革が開始された」は正しいと判断できる。ただし、このレベルの情報は、農地改革の基本知識であるため、資料（スライド 3）を確認しなくても正しいと判断できてほしい。
- ③ 図からは、(1)「1965 年の農家の 9 割以上は経営規模 2 ha 未満」であること、(2)「1935 年時点と比べて経営規模の小規模性は大きく変化していない」こと（グラフでは、1935 年時点においても、農家の 9 割以上は経営規模 2 ha 未満だったことが示されている）、が確認できる。

問 7 32 正解は①。

a 正文。b 誤文。減反政策は、佐藤栄作内閣時の 1970 年から開始された。

戦時中に統制経済の一環として構築された食糧管理制度は、国内で生産された米を政府がすべて公定価格で買い上げ、市場に公定価格で供給するもので、戦後も国民への食糧の安定供給や農家の収入安定を目的として残存した。しかし、高度経済成長期には米の生産力増大による供給過剰や食生活の変化などによって、国家財政に大きな負担をもたらすことになったため、農家に米の作付面積の制限を強制して生産調整をはかる、減反政策がとられるようになった（a の「生産調整のため」は正しい、b の「輸入量を減らすため」は誤り）。

なお、米の輸入が検討されるようになったのは、1980 年代以降である。1986 年から開始された G A T T の多角的貿易交渉であるウルグアイ = ラウンドでは、輸入に関する関税や数量規則の緩和・撤廃をとまう自由貿易の拡張がめざされた。その結果、1993 年に農作物の完全自由化が合意され、当時の細川護熙内閣は、12 月に米市場の部分開放を受諾し、アメリカ産の一定量の米輸入を実施した。

c 正文。農業基本法は、1961 年、農業と他産業との生産性の格差是正、農業の近代化・合理化、農業従事者の所得拡大などを目的として、池田勇人内閣のもとで制定された（「農業の経営の改善を図るため」は正しい）。

d 誤文。「自作農を創設するため」に実施されたのは、農地改革。第二次農地改革は、自作農創設特別措置法の制定や農地調整法の再改正（1946 年 10 月）によって実施されたことから、誤りと判断したい。